
今月のテーマ 平成 27 年度消費税法の改正(リバースチャージ方式の導入)

平成 27 年 4 月の消費税法改正により、国外の事業者からインターネットを介したサービスの提供(以下、「電気通信利用役務の提供」と言います。))に関する取扱いが変更されました。平成 27 年 10 月 1 日以後の取引から適用されることとなりますので注意が必要です。

1. 適用対象となる取引

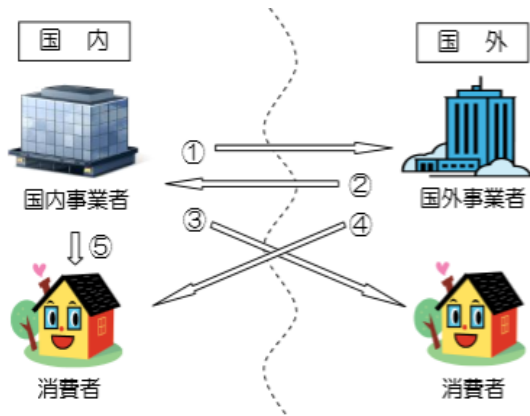
国税庁消費税室が公表している Q&A (<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/cross-QA.pdf>) には、改正の対象となる取引例として次のようなものが挙げられています。

- インターネット等を介して行われる電子書籍・電子新聞・音楽・映像・ソフトウェアの配信
- インターネット等を通じた広告の配信・掲載
- インターネット上のショッピングサイト・オークションサイトを利用させるサービス(商品の掲載料金等)

2. 改正の内容

(1) 内外判定基準の見直し

これまでは電気通信利用役務の提供する事業者の事務所等所在地が国外の場合、消費税の対象外取引とされてきました。今回の改正において、役務の提供を受ける者の住所等が国内にあれば通常の国内取引として取り扱うことに変更されました。これにより、海外からのサービスを日本国内で受けるときは、消費税がかかるようになります。



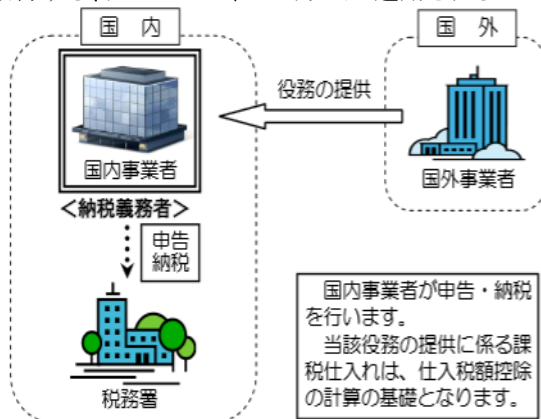
(国税庁パンフレットより出典)

取引	改正前	改正後
①	国内取引：課税	国外取引：不課税
②	国外取引：不課税	国内取引：課税
③	国内取引：課税	国外取引：不課税
④	国外取引：不課税	国内取引：課税
⑤	国内取引：課税	国内取引：課税

※ 改正前の取引①及び③は、輸出証明書の保存などの所定の要件を満たすことで輸出免税の対象となります。

(2) 課税方式の見直し(リバースチャージ方式)

(1)の図中の②に該当する取引、すなわち国内事業者向けの電気通信利用役務の提供については代金を支払った側が代理で納付する、リバースチャージ方式が適用されることとなります。



「事業者向け電気通信利用役務の提供」を行う国外事業者は、この役務の提供について役務の提供を受けた国内事業者が消費税を納める義務がある旨を、あらかじめ表示しなければならないこととされています。

(国税庁パンフレットより出典)

(3) 経過措置

当分の間は、消費税の申告にあたり課税売上割合が 95%以上の事業者や簡易課税制度を適用している事業者は、リバースチャージ方式により申告する必要はありません。